### 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和 4 年 11 月 29 日 (火曜日)
開会	午前 10 時 23 分 閉 会 午前 10 時 46 分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室
出 席 委 員 (8名)	委員長 核田 昇一   副委員長 浅野 博文   委員金田靖典加藤茂樹足立考史 魚﨑 勇上田孝春寺坂寛夫
欠 席 委 員	なし
委員外議員	荻野 正己
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主任 萩原真智子
出席説明員	【福祉部】 福 祉 部 長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

#### 午前 10 時 23 分 開会

#### 【福祉部】

- ◆椋田昇一委員長 それでは、ただいまから福祉保健委員会を開催いたします。 本日は福祉部の議案説明、議案審査を行います。 それではまず、竹間福祉部長に御挨拶をいただきます。竹間部長。
- ○竹間恭子福祉部長 はい。このたび提案させていただいております福祉部に係る案件は、予算 議案1件です。議案第139号令和4年度一般会計補正予算です。このうち福祉部所管といたし まして、くらし応援臨時給付金等給付事業費2億1,772万2,000円を計上いたしております。 詳細につきましてはこの後、担当課長から御説明させていただきます。よろしくお願いします。

#### 議案第139号令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)のうち所管に属する部分

- ◆椋田昇一委員長 はい。それでは、議案第139号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、 本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山内次長。
- **〇山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。そうしますと、提案させていただいております補正予算のほうの説明をさせていただきます。資料のほうは事業別概要と、あと本日、委員会資料として配付させていただいています資料を用いて説明させていただきます。

よろしくお願いします。事業別概要11ページになります。

まず、すみません。ちょっとこの事業の概要の欄で2点ほど訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。まずこの右側の欄の事業の概要の上から4段目、事業の経過及び背景の1行目に書いてございます、国が創設した電力・ガス・食料品等価格高騰支援ってなっていますが、高騰の次に、重点を、すみません、加えていただきたいと思います。

#### ◆椋田昇一委員長 もう1回言ってください。

〇山内 健次長兼地域福祉課長 価格高騰の次に、重点ですね、重点支援。重点の2文字を加えていただきたいと思います。あともう1点、この事業の概要の下から6段目、18歳以下(平成17年4月1日以降生まれ)となっておりますのが、平成16年4月2日以降生まれの誤りですので、そこの部分の訂正を、申し訳ございません、お願いしたいと思います。

まずこの事業別概要のほうでは、総額 2 億 1, 772 万 2, 000 円となっておりますが、給付費の本体になります扶助費が 2 億 1, 200 万円。あとその他、申請書であるとか振込通知を発送する郵券代であるとか口座への振込手数料、そういったもろもろの事務費が 572 万 2, 000 円ということで、合わせて 2 億 1, 772 万 2, 000 円を計上させていただいております。なお、財源につきましては、国の地方交付金を 1 億 9, 594 万 9, 000 円を充当し、残りの 2, 177 万 3, 000 円を一般財源というふうにいたしております。

そうしましたら、事業の中身につきましては、お配りしております資料の4ページ目から説明をさせていただきたいというふうに思います。先ほど質疑のほうでもいろいろと聞いていただきました。内容も説明させていただいたんですけども、改めて御説明をさせていただきます。

背景・目的、国の緊急支援給付金、今までは非課税世帯に対して行われていました。さきの 9 月議会においても、電力・ガス・食料品等の価格高騰の給付金を 5 万円、非課税世帯に対し て行っていましたが、さらにですね、この物価高騰による負担増を踏まえ、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、これを活用いたしまして、家計への影響が大きい住民税均等割のみの課税世帯にも対象を拡大し、その生活を支援し、もって世帯の生活の安定に資する 観点から、くらし応援臨時給付金を支給するものでございます。また、特に家計の影響が大き い子育て世帯を支援するために、住民税非課税世帯、または住民税均等割のみの課税世帯に属する 18 歳以下の子供さんがいる世帯には、子育て世帯くらし応援臨時加算金を支給するといったような内容になってございます。

支給対象者、くらし応援臨時給付金につきましては、令和4年9月30日を基準日とし、これは国の非課税世帯の基準日が9月30日ですので、それに合わせてございます。その基準日の住民基本台帳に記録された世帯であって、令和4年度分の住民税均等割のみが課税された、所得割が誰も課税されていない世帯の世帯主に対しまして支給すると。ですので、非課税世帯とこの世帯とかダブることはないということになります。見込世帯数としては約3,500世帯を見込んでおります。子育て世帯くらし応援臨時加算金につきましても、9月30日の住民基本台帳に記録された世帯、18歳以下、先ほど訂正させていただきましたけども、平成16年4月2日以降生まれの子供さんがいる世帯であって、令和4年度分の住民税が非課税か均等割のみの課税された世帯の世帯主のほうに支払いをするということにしております。見込みの人数ですが、

非課税世帯に属する 18 歳以下の人数が約 3,000 人、均等割のみ課税世帯に属する 18 歳以下の人数が約 700 人ということで、合わせて 3,700 人を想定しております。

金額のほうは先ほどからお話ししております、くらし応援臨時給付金につきましては1世帯 5万円、子育て世代くらし応援臨時加算金につきましては子供1人につき1万円というふうに しております。

申請方法等ということで、お話しさせていただきます。まず市のほうで対象と思われる世帯を抽出いたしまして、申請勧奨の書類を送り、申請書を提出していただくという方法を考えております。均等割のみが課税された世帯は、くらし応援臨時給付金の5万円と子育て世帯くらし応援臨時加算金の申請に基づき、一括して支給するというふうに考えております。なお、令和4年1月2日以降の転入者につきましては、鳥取市のほうで令和4年度の住民税を課しておりませんので、課税状況が不明ということになりますので、それぞれ申請勧奨の書類は送らせていただくんですけども、それぞれの世帯でですね、該当になるかどうかを確認していただきまして、所得割は課税されていないと。これに該当するという場合には、課税証明書を添付して申請していただくといった方法を考えております。世帯の中で転入された方が誰もいない世帯につきましては課税証明の添付は不要というふうにしております。非課税世帯につきましては、5万円については、確認書という方法でですね、ちょうど、先週金曜日に、対象の方には送らせていただきました。まずそちらを先行しまして、その後、該当の18歳以下の子供さんがいる世帯に対しては、子育て世帯のくらし応援臨時加算金のみの申請書を送らせていただいて、提出していただくということになります。

申請期限につきましては、くらし応援臨時給付金、子育て世代くらし応援臨時加算金、いず れも令和5年2月末日を予定しております。

スケジュールにつきましては、臨時給付金も加算金のいずれもですね、議決いただきましたら、作業を早急に進めまして、12月中旬には申請勧奨書類の送付をし、受付を開始したいというふうに考えております。12月の下旬には順次支払いを開始したいというふうに思っております。申請期限は先ほど申しました2月末、それで、年度内には支払いのほうを完了したいというスケジュールを予定しております。参考ということで、非課税世帯のほうの緊急支援給付金のほうですが、先ほどもちょっと申しました、11月25日に、対象の方、約2万1,400世帯に確認書のほうを送付いたしました。早速、昨日月曜日から窓口のほうに持ってこられている方もいらっしゃいます。順次支払いをしまして、こちらのほうも2月末の申請期限で、3月には支払いの完了をしたいというふうに考えております。

あと、先ほど質疑のほうでもありましたけども、具体的にどういう世帯が該当になるのかというのが分かりにくい。均等割のみ世帯ってどんなのっていうことがございまして、先ほども質疑の答弁でありました、回答させていただきましたように、住民税には均等割と所得割という2つがございまして、それぞれにですね、非課税限度額というものが設けてあります。この金額以下であれば均等割がかからない。この金額以下であれば所得割がかからないという非課税限度額というものが設けてあります。これは目安ということで、例えば、お一人暮らしの単身の方であれば、これは給与の収入がある方という想定ではございますけども、96万5,000円

以下であれば非課税になりますし、これを超しておれば均等割はかかると。それで、今度は100万円以下であれば、所得割はかからない。ですので、この96万5,000円~100万円までの給与収入の間であれば、均等割はかかるけども所得割はかからないという給与収入の目安になります。次の2人世帯、例えば、お1人の方が給与収入があって、もう一方は扶養家族だといった場合の非課税限度額、給与収入相当額でいきますと、146万9,000円~170万円、この間であれば、均等割課税で所得割はかからないといったようなことで、これはあくまで給与収入を想定しておりますので、例えば、営業所得のある方とか、不動産所得がある方とか、その方々については給与収入ではなくて、所得のほうで判断をしていくということになります。

あと、ちょっとここにはすみません、書いてないんですけども、これはあくまで、個人個人、一人一人の課税非課税がまず計算されていますので、それを、一人一人を世帯内で見て、課税の方、非課税の方というふうに整理していきます。ですので、ここで給与収入の目安を書いていますけども、例えば、配偶者の方がパートの収入があって、50万60万、年間収入があるという方について、世帯で合算するのではなくて、パート収入の配偶者の方が60万であれば、もう均等割がかからないのでそれはかからない非課税の方と。後の方がどうなのかという、世帯全体の中で、均等割の課税の方がいらっしゃるけども所得割のかかっている方はいらっしゃらない、そういう世帯を抽出していこうというふうに考えております。

すみません。これでもなかなか分かりにくいかもしれませんけども、一応説明のほうは以上 にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ◆椋田昇一委員長 はい、御説明いただきました。それでは、議案第139号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 質疑でも出たんでね、それ以上のところを聞くんですけども、今まで非課税世帯を対象にされて給付金をされてたんですけども、このたびより、均等割のみのところを拡大されたということで、非常にそれは評価すべきところだろうなと。それから、考え方も本当に、ここに表が出てますけども、200 万を貧困のラインだということを言えばね、ワーキングプアのラインが200万、これ大変だと思うんですね。この家庭で、3人で、200万にいかない形で生活されるというのは。そういう方を対象にされたっていうのは非常に評価されることだなと思うんですけども、今後もこういう場合はそういうことも可能性としてありうるというふうに考えていいんでしょうかね。
- ◆椋田昇一委員長 山内次長。
- **〇山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内です。質疑のほうでもお答えしましたし、今の 金田委員の御質問にも、いわゆる均等割のみの世帯というのは、やはり低所得世帯に属する世 帯であろうというふうには捉えております。そのために、このたびこういった給付金の事業を 考えたということでは、もちろんそうではあります。ただこれをですね、今後、恒常的にでき るのかどうなのか。このたびは、このコロナ禍が続いている中で、さらにこの物価高騰という ことがございまして、国のほうもですね、国がつくった、いわゆる非課税世帯を対象にした事 業と、あと、各自治体がですね、それぞれの地域の実情に応じたということで、いわゆる重点

の支援の、地方への交付金という制度がつくられたということでありまして、今後、こういう 地方交付金と、いわゆる財源の裏づけが続くというようなことであれば、またその都度、検討 はしていくことになると思いますが、この交付金がなくて、一般財源だけでこれだけの規模の 給付事業というものができるかどうかというのは、同時に考えていかなきゃいけないかなとい うふうには思っております。以上です。

- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい、ありがとうございます。機会があればね、ぜひとも、単独でやるってのはなかなか大変ですけども、そういう機会があればぜひともね、拡大した中で対象にしてあげればなと思いますのでよろしくお願いします。しかも、今回の給付金はね、別に絞ったわけじゃない、もっと対象がいっぱいの中でね、それこそ地域福祉課が頑張って、そのお金を確保されたわけですから、今後も期待したいと思いますのでよろしくお願いします。

もう1つよろしいですか。

- ◆椋田昇一委員長 はい、どうぞ、続けてください。
- ◆金田靖典委員 子育て世帯が大変だということで、1万円を追加されたってことなんですよね。 そのあたりでは、今後、同じような話ですけど、子育て世帯に対する支援ができるような財政 が出てくれば、また引き続きそういうことを取り組むということでよろしいですかね。確認で すけど。
- **◆椋田昇一委員長** 山内次長。
- 〇山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。子育て世帯につきましても、特に、やはりこういった物価高騰の影響が強く出て大変だろうということで、このたびのいわゆる1人当たり1万円の加算というのを考えました。子育て世帯への応援という方法につきましては、ほかにもいろんなやり方というのは確かにあろうかとは思います。ですので、このたびは均等割の世帯の拡大に合わせて1万円の加算という手法を取りましたけども、今後については、前提としてはそういった地方交付金というのは財源があるという前提にはなろうかと思いますけども、何らかのそういった子育て支援というのはですね、また検討する余地はあるとは思います。同じような形でやるかどうかってのはちょっと、今時点でははっきりとは申し上げにくいんですけども、検討するということにはなろうかと思います。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 そうなんですよね。だから、地域福祉課で子育てっていうと、あれっていう感じですけども、本来で言えば、子育て支援であるとかね、学校教育なんかでといういう形でも大いに、今の状況大変なんだから、教育費に対する負担を軽減するであるとかね、という形も呼びかけてほしいなと。地域福祉課だけにとどまらず、福祉部だけにとどまらずね、教育委員会等々にもしっかり呼びかけて、そういう支援体制を取っていただければなと思います。これは要望しておきます。

もう1つ。

- ◆椋田昇一委員長 今のは要望ということで。じゃあ、続けてください。
- ◆金田靖典委員 もう1つ。このたびね、こういう支援の場合には大体ソフトの導入費用ってい

うのが入ってくるんですけども、それが入ってないってことは、これをどうやって抽出される のかなと思ってちょっと心配してるんですけど、いかがでしょうか。

- ◆椋田昇一委員長 山内次長。
- 〇山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。非課税世帯の給付につきましては以前からありまして、これについてはいわゆるシステムを導入いたしまして、そのシステム費用というのも予算計上させていただいておりました。それで、このたびの、この均等割のみの世帯の抽出から、そこの支給の管理、もろもろにつきましては、今システムの導入はなくてですね、まず、対象者の抽出については、非課税世帯を抽出した、いわゆるシステムから出てくる基がありますので、それと、実際の本市が持っている賦課の情報、そういったものを突合させて対象者の抽出を、いわゆるシステムではなく、通常の、例えばエクセルであったりとか、そういう通常の表計算ソフトであるとか、そういったものを活用して管理をしていくというふうに考えております。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい、連続の支給で大変な中でね、マンパワーででもやろうというところが、 なかなか地域福祉課が今回ね、福祉部が頑張ったところかなあというふうに思いました。なか なかね、ソフトまで入れるとまたまたそれに金がかかるという形ですから、ちょうどいろんな 業務が立て込む時期でありますので、引き続き、御支援のほどよろしくお願いします。以上で す。
- ◆椋田昇一委員長 そのほか、委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。では、以上で質 疑を終結します。

討論ございますか。はい、金田委員。

- ◆金田靖典委員 はい、大変厳しい中でまだまだね、値上がりする、それから電気代もこれから 30%ぐらい上がるというような情報も流れていますから、ますます大変になってくるんだろう と思います。そんな中でこういう形でね、国の交付金をベースにして支援されるっていうのは 非常に評価すべきところですんで、引き続き、機会があればそういうものをしていただければ と思いますので、賛成とさせていただきますので。ご苦労様です。
- ◆椋田昇一委員長 そのほか討論ございますか。はい、では以上で討論を終結します。 これより議案第139号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する 部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

「替成者举手〕

◆椋田昇一委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上でよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして福祉保健委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午前 10 時 46 分 閉会

# 令和4年第4回臨時会 福祉保健委員会

(議案説明・審査)

日 時:令和4年11月29日(火)

本会議休憩中

場 所:本庁舎7階第1委員会室

## 福祉部

1 議案【説明・質疑・討論・採決】

・議案第139号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】